

# 香川県 排水規制の早見表

## 確認事項1

どのような施設を設置しますか？  
(A・B・Cから選択)

政令で102種類の施設が定められています。  
⇒【特定施設一覧】をご覧ください。

### A 特定施設

- ・自動式鶏卵洗浄施設
- ・飲食店に設置される生うどんの湯煮施設
- ・公衆浴場に設置される厨房・洗濯・入浴施設

### B 水質特定施設<sup>(※2)</sup>

### C その他施設

## 確認事項2

工場又は事業場からの排水量はいくらですか？

日平均 (m <sup>3</sup> /日)	日最大量 (m <sup>3</sup> /日)
50以上	50以上
10以上50未満	50以上
	50未満
10未満	50以上
	50未満
10以上	—
10未満	—
—	—

## 規制内容

必要な手続き	適用される排水基準
①瀬戸法 <sup>(※1)</sup>	一律排水基準 上乘せ排水基準 総量規制基準
①瀬戸法 <sup>(※1)</sup>	上乘せ排水基準
②水濁法	水質排水基準
①瀬戸法 <sup>(※1)</sup>	上乘せ排水基準
②水濁法	—
③条例	水質排水基準
—	—
④その他	—

(※1) 次の施設の手続きは「②水濁法」となります。

- ・指定地域特定施設 (処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽)
- ・下水道終末処理施設
- ・地方自治体が設置するし尿処理施設、廃油処理施設
- ・廃油処理事業の用に供する廃油処理施設

(※2) 条例では水質特定施設のほか、汚水等排出施設の規制がありますが、該当する事例は稀であるため、説明を省略します。

該当する可能性がある場合は、個別にお問合せください。

(汚水等排出施設: 非鉄金属製造業の用に供する鍍(からみ)処理施設)

詳細は次の手引き・資料をご確認ください。

### ①瀬戸法の手引き

### ②水濁法の手引き

### ③条例の手引き

### ④その他の手引き

#### 【注意点】

下水道に接続していても雨水・冷却水等の排水がある場合は手続きが必要です。

#### 【参考資料1】

一律排水基準

#### 【参考資料2】

上乘せ排水基準

#### 【参考資料3】

総量規制基準

## 確認事項3

有害物質の保有・取扱い  
はありますか？

いいえ

有害物質は該当なし

はい

有害物質の保有又は取扱いの形態

有害物質の製造、使用又は処理を行う。

有害物質の貯蔵を行う。

その他

はい

特定施設で有害物質の製造、使用又は処理を行う。

いいえ

有害物質貯蔵指定施設の規制  
⇒【有害手引き4】

はい

有害物質使用特定施設の規制

特定施設以外で有害物質の製造、使用又は処理を行う。

排水あり

排水なし

【有害手引き1】

【有害手引き2】

特定有害物質取扱事業場の規制  
⇒【有害手引き3】

特定施設や水質特定施設の手続きが必要な場合は、該当する有害物質の情報を記載する必要があります。

有害物質使用特定施設  
(排水あり)

【有害手引き1】

有害物質使用特定施設  
(排水なし)

【有害手引き2】

特定有害物質取扱事業場

【有害手引き3】

有害物質貯蔵指定施設

【有害手引き4】

(作成者) 令和3年1月作成

香川県 環境森林部 環境管理課

土壌・水環境グループ

香川県高松市番町四丁目1番10号(東館2階)

TEL : 087-832-3218

MAIL : kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp